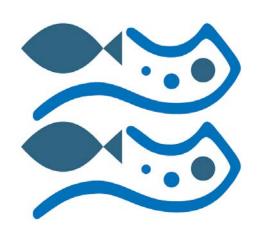
川崎市多摩川シンボルマーク使用承認要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市多摩川シンボルマーク(以下「シンボルマーク」 という。)を使用する場合における必要事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領においてシンボルマークとは、次のものをいう。



(使用承認の手続き)

- 第3条 シンボルマークを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、 川崎市多摩川シンボルマーク使用承認申請書(第1号様式)を市長に提出し なければならない。
- 2 市長は、シンボルマークの使用を承認し、又は不承認するときは、川崎市 多摩川シンボルマーク使用承認・不承認通知書(第2号様式)により申請者 に通知するものとする。この場合において、市長は、使用の承認にあたって は、必要な条件を付すことができる。

(使用承認しない場合)

- 第4条 市長は、次の各号の一に該当するときは、シンボルマークの使用を承認しないものとする。
 - (1) 営利活動、特定の政治活動等を助長するおそれがあるとき。
 - (2) 主として自己の信用を高めるために使用するものであるとき。
 - (3) 自己のシンボルマーク、商標又は意匠として使用するものであるとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

(無償)

第5条 シンボルマークの使用の承認は、無償とする。

附 則

この要綱は、平成21年1月12日から施行する。

(第1号様式)

(3) 事業概要

川崎市多摩川シンボルマーク使用承認申請書

川岬叩多净	ハンンベルマ	一少使用序	必 中胡音			
			平成	年	月	日
(あて先)川崎市長						
申請者	台 住 所(所在	王地)				
	氏 名(団体	体名)				
	(団体	にあっては事務	所の所在地、	名称及び	代表者の	氏名)
	連絡先	担当:				TEL:
次のとおり、川崎市多摩川シン 1 使用目的 2 使用方法(使用見本を添付の		使用承認を	受けたいの	ので申請	します。	•
3 使用期間 平成 年 月 ~ ⁵ 4 申請者の事業概要(継続申請						
		- •/				
(1) 設立目的(2) 構成者						

(第2号様式)

川崎市多摩川シンボルマーク使用承認・不承認通知書

川崎指令 第 号

平成 年 月 日

住所(所在地)

氏名(団体名)

様

平成 年 月 日付けで申請のあった川崎市多摩川シンボルマーク使用について、審査の結果、次のとおり(承認・不承認)します。

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 1 使用期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
- 2 使用承認の条件
- 3 理由(不承認の場合のみ)